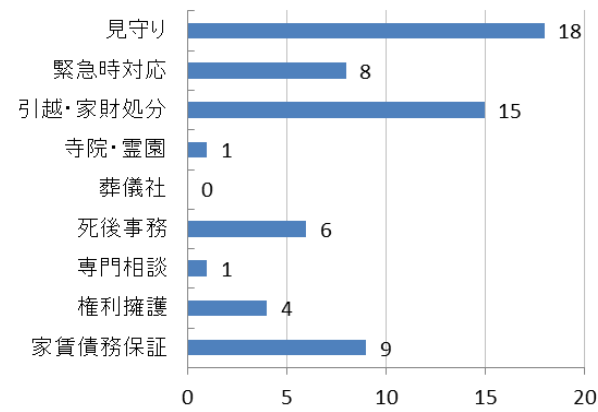


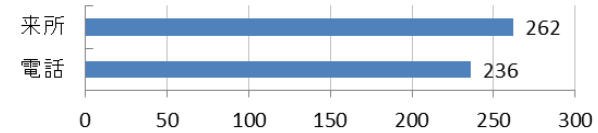
住まいサポートふくおかの利用状況について（平成 28 年度末現在）

◆ プラットフォーム内サービスの種類別利用件数



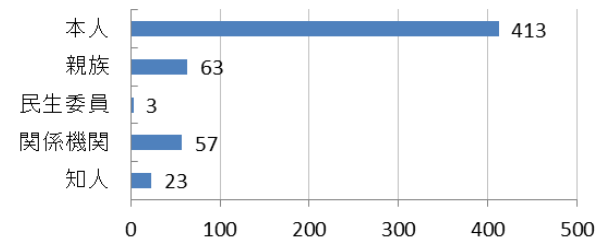
- プラットフォーム内のサービスとしては、「見守り」が最も活用されている。
- 「見守り」のサービスのうち、福岡市による「声の訪問」や地域住民による「ふれあいネットワーク」が主である。
- 「引越し・家財処分」では、中古の家具や家電の寄付をいただくことが多く、通常業務の枠を超えたプラットフォームならではの協力を得られている。
- サービスの組み合わせとして多かったのは、声の訪問＋緊急通報システムである。

◆ 初回相談方法



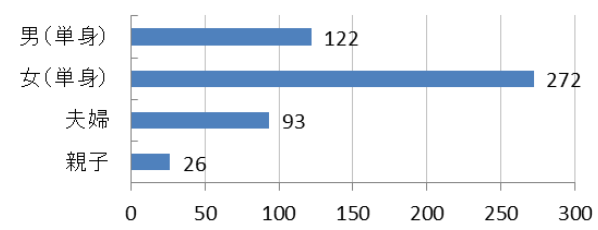
- 件数は来所相談が電話相談を超えて、これまでの傾向が逆転した。
- 自立した状態の高齢者からの相談が多いことが窺える。

◆ 相談者（同行者含む）



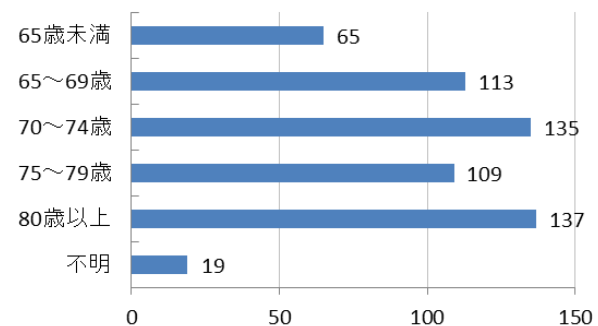
- 本人からの相談が圧倒的に多い。
- 民生委員や関係機関からの相談は比較的少なく、事業周知が不足していることも考えられる。

◆ 相談者の性別・世帯の状況



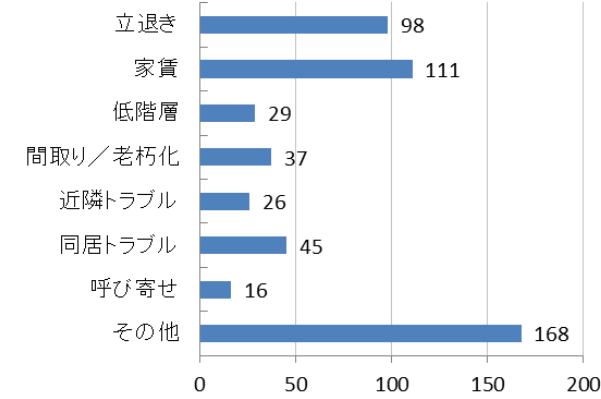
- 単身の女性からの相談が最も多く、単身の男性の2倍以上となっている。

◆ 相談者の年齢



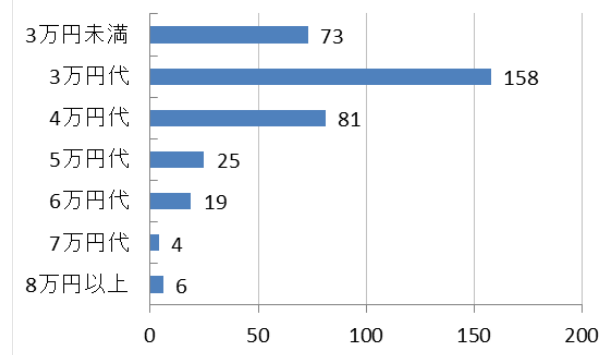
- 80歳以上の方からの相談が最も多い。
- 次いで、70～74歳の方からの相談が多い。

◆ 転居を希望する理由（重複あり）



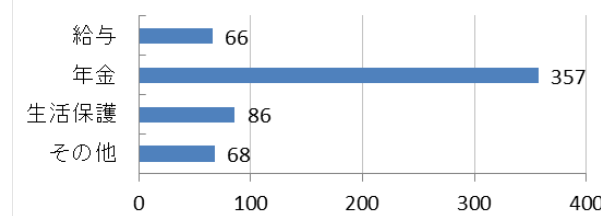
- 家賃（低家賃の住宅への住替え）を理由とした相談が最も多い。
- 次いで、立退き、同居者とのトラブルや住宅の老朽化などを理由とした相談が多い。

◆ 希望する家賃



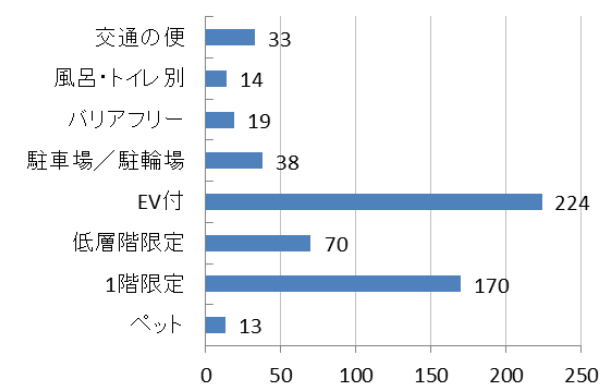
- 3万円代の家賃を希望する方が最も多い。
- 次いで、4万円代、3万円未満と低廉な家賃を希望する方が多い。

◆ 相談者の収入



- 相談者の大半は年金受給者である。
- 生活保護受給者も86名含まれている。

◆ 入居物件の条件（重複あり）



- エレベータ付きや低階層を条件にする相談が多い。

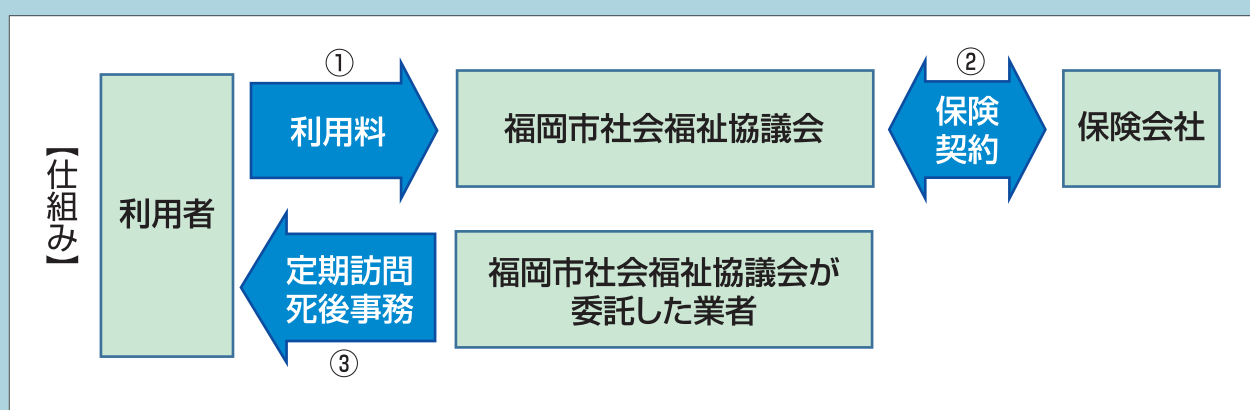
やすらかパック事業

～いつ訪れるかわからない「その時」に備えて～

「やすらかパック事業」とは

「自分が死亡した後のことが心配」という方との生前の契約により、死後事務（直葬*、納骨、家財処分、役所の手続き等）を行う事業です。

福岡市社会福祉協議会と、①死後事務の委任契約を結び利用料を支払っていただくことで、②保険の仕組みを利用し、③福岡市社会福祉協議会が委託した業者が死後事務を実施します。



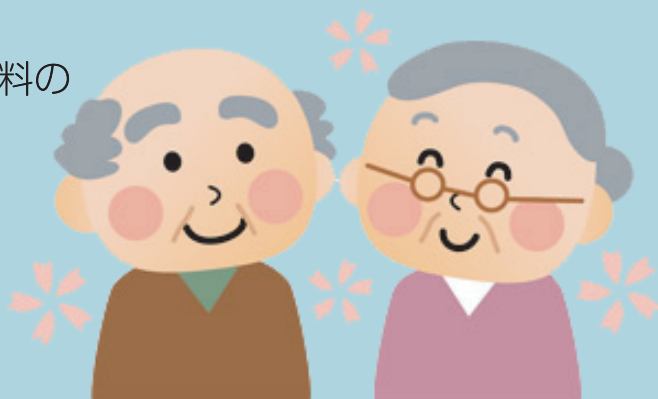
※『直葬』とは…通夜・告別式を行わず、24時間ご遺体を安置後、火葬する形式です。

利用料について

毎月の利用料 **3,000 円～ 5,000 円**

(申込時の年齢で利用料が変わります。)

※途中解約された場合、お支払い頂いた利用料の返金はありません。



申込みできる方

※詳細は別途お問合せください

- ・福岡市内に居住する 65 歳以上 90 歳未満の方
- ・明確な契約能力を有する方
- ・生活保護を受給していない方
- ・保険会社の申込要件に該当する方
(5年以内に癌を罹患していない、要介護2以下等)
- ・死後事務を行うことのできる親族がない方
- ・「声の訪問」等の見守りサービスを利用できる方
- ・死亡時に、金品や貴重品を受取る人（相続人）を指定できる方
※指定できない時は、遺言書の作成が必要です

注意事項

- ・申込みには、住民票や戸籍謄本等の添付書類が必要です。
- ・申込みできる方であっても、保険審査等によってご利用できない場合があります。

まずは、下記にご相談、お問い合わせください

福岡市社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課

住所	中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ3階		
受付日時	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時		
交通機関	福岡市営地下鉄	●唐人町駅 4番出口	▶ 徒歩約7分
		●大濠公園駅 1番出口	▶ 徒歩約10分
	西鉄バス	●黒門バス停	▶ 徒歩約5分
		●福大若葉高校前バス停	▶ すぐ
電話等	TEL 092-720-5356 FAX 092-751-1524		



◆来所される場合は、ご予約をお願いいたします。

家賃債務保証制度に関するアンケート調査の概要について

1. 調査の目的

- ・連帯保証人の確保が難しい入居希望者にとって、連帯保証人に代わる役割を果たしている「家賃債務保証制度」について、その実情を把握し、今後の居住支援策の基礎資料とする。

2. 調査主体

- ・福岡市住宅都市局（住宅部住宅計画課）

3. 調査対象

- ・福岡市内に本店又は支店を有する家賃債務保証会社・信販会社 22 社

4. 調査方法

- ・事業者への郵送配布、郵送又はEメールにより回収

5. 調査期間

- ・発送日：平成 28 年 11 月 10 日（木）
- ・回収締切日：平成 28 年 12 月 2 日（金）

6. 回収結果

配布総数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
22	9	41%	9	41%

7. 調査結果概要

◆ 会社の業務形態について

- ・業務形態については、「家賃債務保証事業のみ実施」と回答した事業者の割合が最も多く、約 56%となっている。

	回答数	割合
家賃債務保証事業のみ実施	5	56%
家賃債務保証事業とその他の事業を実施	2	22%
信販会社として家賃債務保証事業を実施	2	22%
無回答	0	0%
回答数(N)	9	

◆ 家賃債務保証で対象とする住宅の制限について

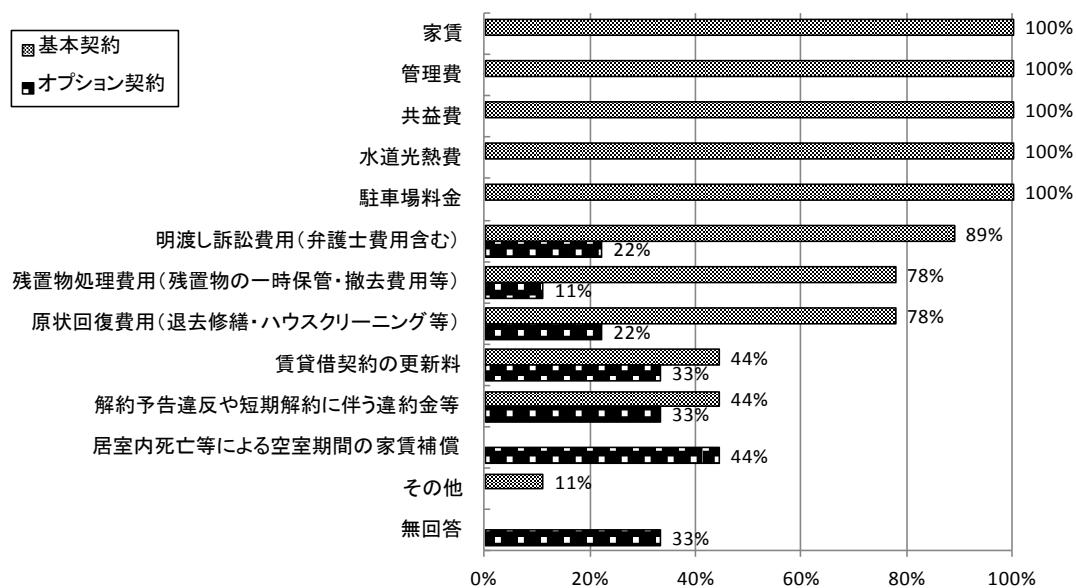
- ・家賃債務保証で対象とする住宅については、「対象とする住宅に制限はない」と回答した事業者の割合が約 67%と高い。

	回答数	割合
対象とする住宅に制限はない	6	67%
対象とする住宅に制限がある	3	33%
無回答	0	0%
回答数(N)	9	

◆ 家賃債務保証で補償対象としているものについて

- ・家賃債務保証で保証対象としているものについては、「家賃」、「管理費」、「共益費」、「水道光熱費」、「駐車場料金」は、全ての事業者が基本契約で保証している。
- ・「明渡し訴訟費用」、「残置物処理費用」、「原状回復費用」についても、基本契約で保証している事業者の割合が高い。

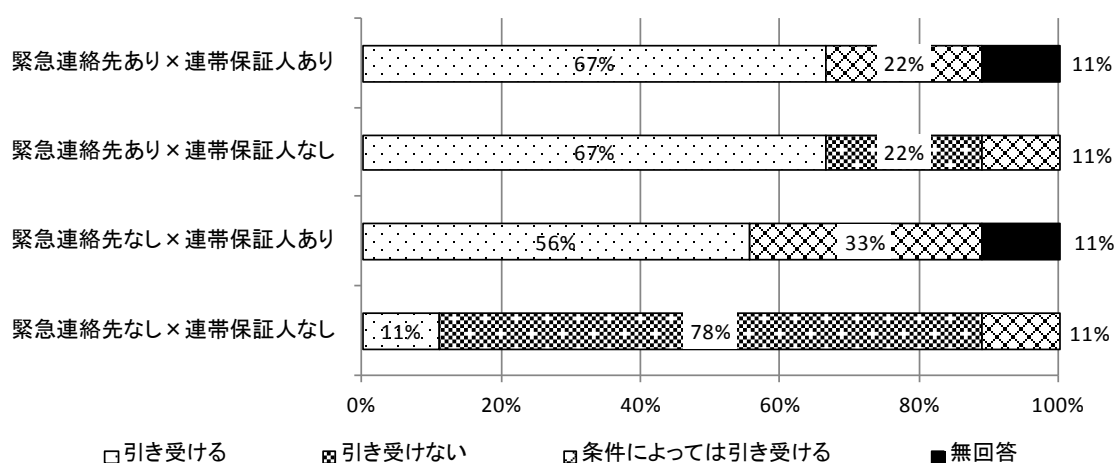
	基本契約		オプション契約	
	回答数	割合	回答数	割合
家賃	9	100%	0	0%
管理費	9	100%	0	0%
共益費	9	100%	0	0%
水道光熱費	9	100%	0	0%
駐車場料金	9	100%	0	0%
賃貸借契約の更新料	4	44%	3	33%
解約予告違反や短期解約に伴う違約金等	4	44%	3	33%
明渡し訴訟費用(弁護士費用含む)	8	89%	2	22%
残置物処理費用(残置物の一時保管・撤去費)	7	78%	1	11%
原状回復費用(退去修繕・ハウスクリーニング)	7	78%	2	22%
居室内死亡等による空室期間の家賃補償	0	0%	4	44%
その他	1	11%	0	0%
無回答	0	0%	3	33%
回答数(N)	9		9	



◆ 家賃債務保証委託契約を締結する際の、緊急連絡先及び連帯保証人の有無による契約の引き受け状況について

- ・「緊急連絡先あり」の場合には、契約を「引き受ける」と回答した事業者の割合が高い。
- ・「緊急連絡先なし」×「連帯保証人なし」の場合には、契約を「引き受けない」と答えた事業者の割合が約78%と高い。

	緊急連絡先あり×連帯保証人あり		緊急連絡先あり×連帯保証人なし		緊急連絡先なし×連帯保証人あり		緊急連絡先なし×連帯保証人なし	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
引き受ける	6	67%	6	67%	5	56%	1	11%
引き受けない	0	0%	2	22%	0	0%	7	78%
条件によっては引き受ける	2	22%	1	11%	3	33%	1	11%
無回答	1	11%	0	0%	1	11%	0	0%
回答数(N)	9		9		9		9	



○ 「条件によっては引き受ける」と回答した場合の条件

緊急連絡先あり×連帯保証人あり	<ul style="list-style-type: none"> ・親族（日本国籍） ・収入がある ・反社会的行為をしていない ・生活保護を受けていない ・収入，年齢，職種等の複合的な条件による
緊急連絡先あり×連帯保証人なし	<ul style="list-style-type: none"> ・収入，年齢，職種等の複合的な条件による
緊急連絡先なし×連帯保証人あり	<ul style="list-style-type: none"> ・親族（日本国籍） ・収入がある ・反社会的行為をしていない ・生活保護を受けていない ・収入，年齢，職種等の複合的な条件による
緊急連絡先なし×連帯保証人なし	<ul style="list-style-type: none"> ・特別預託金（残債務が無い場合は解約時全額返還）

◆ 緊急連絡先及び連帯保証人になる方の要件について

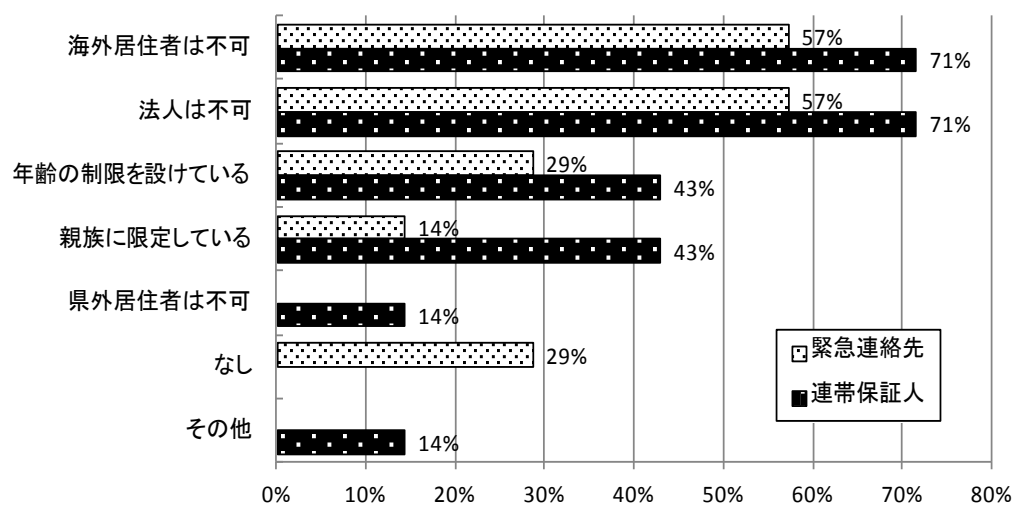
- 緊急連絡先及び連帯保証人の要件については、「要件を設けている」と回答した事業者の割合が約78%と高い。

	回答数	割合
要件を設けている	7	78%
要件を設けていない	2	22%
無回答	0	0%
回答数(N)	9	

◆ 緊急連絡先及び連帯保証人の要件として設定しているものについて

- 緊急連絡先及び連帯保証人の要件については、緊急連絡先、連帯保証人ともに「海外居住者は不可」、「法人は不可」と回答した事業者の割合が高い。

	緊急連絡先		連帯保証人	
	回答数	割合	回答数	割合
親族に限定している	1	14%	3	43%
年齢の制限を設けている	2	29%	3	43%
県外居住者は不可	0	0%	1	14%
海外居住者は不可	4	57%	5	71%
法人は不可	4	57%	5	71%
その他	0	0%	1	14%
なし	2	29%	0	0%
無回答	0	0%	0	0%
回答数(n)	7		7	



◆ 世帯の種類により家賃債務保証委託契約の引き受けを断る場合の有無について

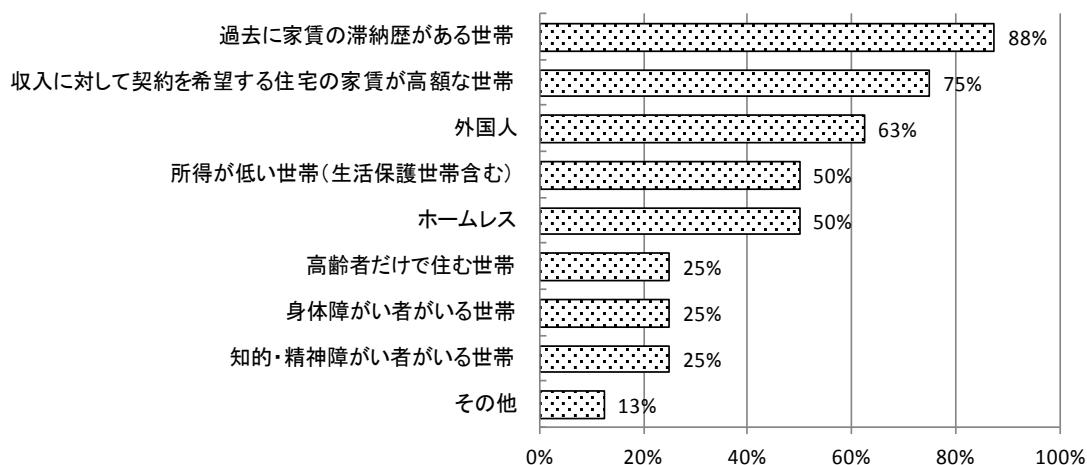
- 世帯の種類によって、「契約の引き受けを断る場合がある」と回答した事業者は89%と高い。

	回答数	割合
契約の引き受けを断る場合がある	8	89%
契約の引き受けを断る場合はない	1	11%
無回答	0	0%
回答数(N)	9	

◆ 家賃債務保証委託契約の引き受けをお断りすることがある世帯と、契約の引き受けを断る主な理由について

- 家賃債務保証契約の引き受けを断る世帯は、「過去に家賃の滞納歴がある世帯」を断ると回答した事業所の割合が約88%で最も高く、次いで「収入に対して契約を希望する住宅の家賃が高額な世帯」が約75%と高い。
- 「高齢者だけで住む世帯」、「身体障がい者がいる世帯」、「知的・精神障がい者がいる世帯」を断ると回答した事業者の割合は25%と低かった。

	回答数	割合
過去に家賃の滞納歴がある世帯	7	88%
収入に対して契約を希望する住宅の家賃が高額な世帯	6	75%
高齢者だけで住む世帯	2	25%
身体障がい者がいる世帯	2	25%
知的・精神障がい者がいる世帯	2	25%
小さな子どもがいる世帯	0	0%
所得が低い世帯(生活保護世帯含む)	4	50%
ホームレス	4	50%
外国人	5	63%
その他	1	13%
無回答	0	0%
回答数(n)	8	



○契約を断る主な理由

世帯の種類	契約の引き受けを断る主な理由
過去に家賃の滞納歴がある世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務事業における「社会的弱者の救済」に該当しないため。 ・滞納度合によっては取扱対象外 ・滞納常習者の場合 ・自社での滞納がある場合 等 ・悪質な滞納歴が認められる場合 ・C I Cに利用による不安情報がある場合
収入に対して契約を希望する住宅の家賃が高額な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務事業における「社会的弱者の救済」に該当しないため。 ・生活費等を考慮し、継続的な家賃の支払いが困難であろうと予想された場合 ・返納比率が過度に大きい場合 ・収入と家賃のバランス ・当社のガイドに満たない場合
高齢者だけで住む世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・親族が遠戚で遠方の場合 ・収入と家賃のバランス ・万一の場合の連絡先の確保がない場合
身体障がい者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・会話が困難で近くに親族がない場合 ・万一の場合の連絡先の確保がない場合
知的・精神障がい者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・会話が困難で近くに親族がない場合 ・万一の場合の連絡先の確保がない場合
所得が低い世帯 (生活保護世帯含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護は取扱対象外 ・返納比率が過度に大きい場合 ・収入と家賃のバランス ・定収の方に限定
ホームレス	<ul style="list-style-type: none"> ・無職は取扱対象外 ・論外 ・収入と家賃のバランス ・万一の場合の連絡先等の確保がない場合 ・定収の方に限定
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・永住権がない場合は、日本人の連帯保証要 ・在留資格無の場合 ・日本語が話せない場合 ・日本語の理解度 ・日本語の理解ができる連絡先の確保がない場合 ・永住者以外
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・(無職) 預貯金がない場合

◆家賃債務保証委託契約の引き受けを断る割合と、契約の引き受けを断る理由について

(1) 家賃債務保証委託契約の引き受けを断る割合

- ・契約の引き受けを断る割合については、比較的断る割合が低い「1%以上 5%未満」の事業者の割合が 38%であった。
- ・一方で、比較的断る割合が高い「10%以上 20%未満」と回答した事業者も約 38%の割合であった。

以上	未満	回答数	割合
1% ~	5%	3	38%
5% ~	10%	1	13%
10% ~	20%	3	38%
20% ~	30%	1	13%
無回答		0	0%
回答数(n)		8	

○契約の引き受けを断る理由（上位3つ）

1	<ul style="list-style-type: none"> ・ C I C外部情報参照 ・ 収支面での不安 ・ 申込人の資力（収入不足など） ・ 外部信用情報の履歴 ・ 犯罪歴 ・ 当社審査総合判断による
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社顧客データ参照 ・ 反社会的勢力、犯罪歴等への該当 ・ 申込人の属性（勤務先、業種、職種、勤務期間、会社規模） ・ 収入不安 ・ 過去の滞納歴
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反社会的勢力データ参照 ・ 外国籍申込者の日本語不可 ・ 連帯保証人の資力（収入など） ・ 家賃バランス ・ 反社会的勢力

民間賃貸住宅事業者に対するアンケート調査の概要

1. 調査の目的

- ・福岡市の民間賃貸住宅における、高齢者等への入居制限や空家の状況等の賃貸住宅の管理の状況を確認することにより、空家が増加している民間賃貸住宅の現状を把握する。
- ・調査結果は、民間賃貸住宅の居住支援策拡充等検討の基礎データとする。

2. 調査の実施主体

- ・調査主体：福岡市住宅都市局住宅計画課
- ・調査委託機関：株式会社 都市・計画・設計研究所 福岡事務所

3. 調査対象

- ・(公社)福岡県宅地建物取引業協会会員及び(公社)全日本不動産協会会員で福岡市内の事業者である合計 2,905 事業者を対象とした。(福岡市のほぼすべての管理業者)
- ・(公社)福岡県宅地建物取引業協会会員 2,571 事業者, (公社)全日本不動産協会会員 334 事業者

4. 調査方法

- ・事業者への郵送配布, 郵送または E メールによる回収

5. 調査期間

- ・配布日：平成 28 年 11 月 19 日 (土)
- ・回収締切日：平成 28 年 12 月 12 日 (月)

6. 調査票の回収

- ・郵送配布総数の内、未達（送付先住所に該当事業者が無かったもの）16 事業者であった。
- ・賃貸住宅の管理・仲介を行っていないと電話連絡をしてきたものは 18 事業者であった。また、郵送・Eメール回収事業者うち 38 事業者は、「賃貸住宅の管理も仲介も行っていない」と回答した。したがって、有効回答事業者数は 342 事業者となる。
- ・問 27 で、「無記名での回答でも構いません」と明記してあるにもかかわらず、会社名を記入した事業者は、193 社であり、関心が高かったと考えられる。

□調査票の郵送・回収・有効回答率

郵送数	有効郵送数 (A)	回答数 (B)	有効回答数 (C)	回答率 (B/A)	有効回答率 (C/A)
2,905	2,889	398	342	13.8%	11.8%

※回答数は、郵送・Eメール回答（380）及び電話連絡のあった18事業者の計

7. 調査結果概要

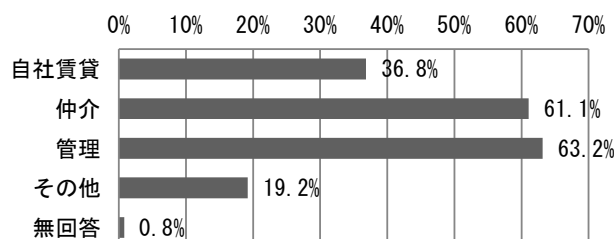
(1) 回答企業の属性

①業務形態（複数回答）

- ・「管理」・「仲介」を行っている事業者がともに 60%を超えている。

■業務形態（複数回答）

	回答数	割合 (N=380)
自社賃貸	140	36.8%
仲介	232	61.1%
管理	240	63.2%
その他	73	19.2%
無回答	3	0.8%
全体	380	100.0%

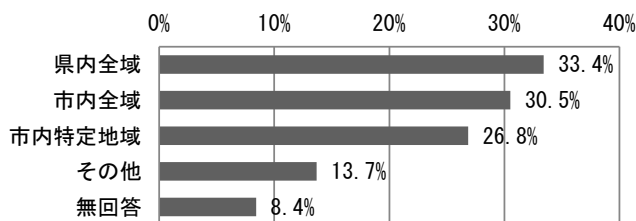


②業務地域（複数回答）

- ・「市内全域」と回答した事業が約 31%、「市内特定地域」と回答した事業者は約 27%となっている。

■ 業務地域（複数回答）

	回答数	割合(N=380)
県内全域	127	33.4%
市内全域	116	30.5%
市内特定地域	102	26.8%
その他	52	13.7%
無回答	32	8.4%
全体	380	100.0%



③年間あっせん件数

- ・100戸以下の事業者が、全体の約 47%を占めている。
- ・501戸以上のあっせん件数のある事業者は5%に満たない。

■ 年間斡旋件数（総数）

	回答数	割合(N=380)	総戸数	総戸数割合
0戸	10	2.6%	0	0.0%
1～10戸	90	23.7%	673	1.5%
11～100戸	77	20.3%	3,433	7.7%
101～500戸	39	10.3%	8,742	19.6%
501～1000戸	8	2.1%	6,400	14.3%
1001戸以上	10	2.6%	25,402	56.9%
無回答	146	38.4%		0.0%
全体	380	100.0%	44,650	100.0%

(2) 管理する賃貸住宅の状況

①管理戸数（1事業者あたりの管理戸数）

- ・100戸以下の事業者が、全体の約 42%を占めている。
- ・5001戸以上の事業者が約 3%。

■ 管理戸数（総数）

	回答数	割合(n=271)	総戸数	総戸数割合
1～10戸	26	9.6%	127	0.1%
11～100戸	87	32.1%	4,129	1.9%
101～500戸	73	26.9%	19,548	8.8%
501～1000戸	20	7.4%	15,850	7.1%
1001～5000戸以上	23	8.5%	53,298	24.0%
5001戸以上	8	3.0%	129,296	58.2%
無回答	34	12.5%		
全体	271	100.0%	222,248	100.0%

②1事業者あたりの空家戸数

- ・「1～10戸」と回答した事業者の割合が最も高く、約 35%となっている。

■ 空家戸数

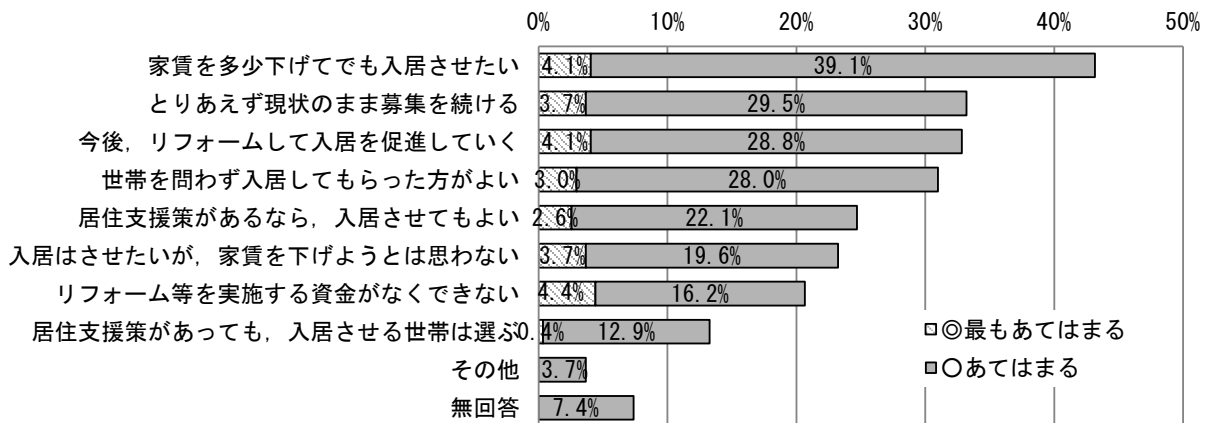
	回答数	割合(n=271)	総戸数
0戸	33	12.2%	0
1～10戸	96	35.4%	613
11～50戸	64	23.6%	2,863
51～100戸	11	4.1%	3,119
101戸以上	22	8.1%	11,401
無回答	45	16.6%	
全体	271	100.0%	17,996

③空家に対する今後の考え（複数回答）

- ・「家賃を多少下げても入居させたい」が最も約 43%で最も高く、次いで「とりあえず現状のまま募集を続ける」約 33%、「今後、リフォームして入居を促進していく予定である」約 33%と続いている。
- ・最も当てはまることでは「リフォームや改修工事等を実施したいが、資金がなくできない」の割合が高く、次いで「今後、リフォームして入居を促進していく予定である」が続いている。

■ 空家物件への今後の考え（複数回答）

	回答数	割合 (n=271)	内◎回答数	割合 (n=271)
世帯を問わず入居してもらった方がよい	84	31.0%	8	3.0%
家賃を多少下げても入居させたい	117	43.2%	11	4.1%
入居はさせたいが、家賃を下げようとは思わない	63	23.2%	10	3.7%
居住支援策があるなら、入居させてもよい	67	24.7%	7	2.6%
居住支援策があっても、入居させる世帯は選ぶ	36	13.3%	1	0.4%
今後、リフォームして入居を促進していく	89	32.8%	11	4.1%
リフォーム等を実施する資金がなくできない	56	20.7%	12	4.4%
とりあえず現状のまま募集を続ける	90	33.2%	10	3.7%
その他	10	3.7%		0.0%
無回答	20	7.4%		
全体	271	100.0%	271	100.0%



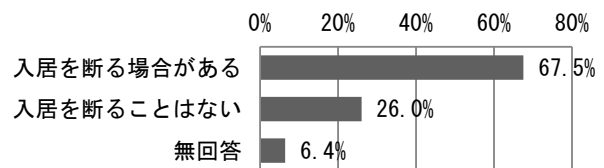
(3) 入居を断る世帯について

①入居制限の有無

- ・約 68%の事業者が「入居を断る場合がある」としている。
- ・「入居を断ることはない」と回答した事業者は約 26%となっている。

■ 入居制限の状況

	回答数	割合 (n=342)
入居を断る場合がある	231	67.5%
入居を断ることはない	89	26.0%
無回答	22	6.4%
全体	342	100.0%

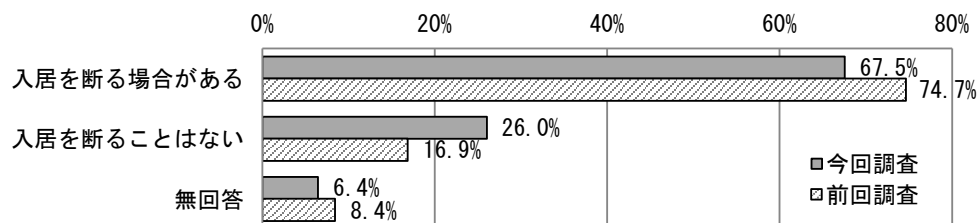


○前回調査との比較

- ・前回調査（平成 23 年度）と比較すると、「入居を断る場合がある」と回答した事業者の割合は、約 7%低くなっている。

■ 入居制限の状況 前回調査との比較

	今回調査	割合 (n=342)	前回調査	割合 (n=332)
入居を断る場合がある	231	67.5%	248	74.7%
入居を断ることはない	89	26.0%	56	16.9%
無回答	22	6.4%	28	8.4%
全体	342	100.0%	332	100.0%

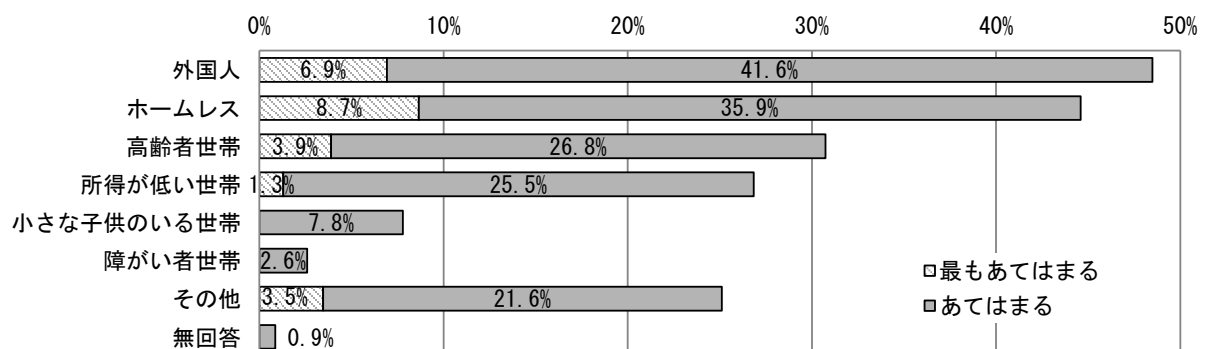


②入居制限をすることのある世帯

- ・「外国人」と回答した事業者は約 49%，うち「最もあてはまる」約 7%となっている。
- ・次いで「ホームレス」と回答した事業者は約 45%，うち「最もあてはまる」約 9%となっている。
- ・「高齢者世帯」と回答した事業者も約 31%と高い。

■ 入居制限の対象（複数回答）

	回答数	割合 (n=231)	最も回答数	割合 (n=231)
高齢者世帯	71	30.7%	9	3.9%
障がい者世帯	6	2.6%		0.0%
小さな子供のいる世帯	18	7.8%		0.0%
所得が低い世帯	62	26.8%	3	1.3%
ホームレス	103	44.6%	20	8.7%
外国人	112	48.5%	16	6.9%
その他	58	25.1%	8	3.5%
無回答	2	0.9%		
全体	231	100.0%	231	100.0%

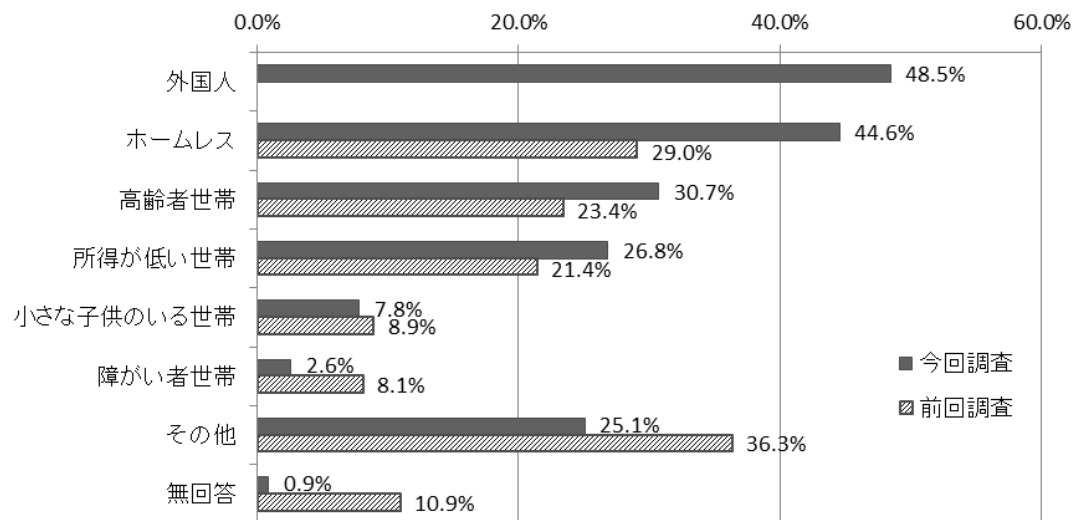


○前回調査との比較

- ・前回調査（平成 23 年度）では，選択肢の中に「外国人」がないことから，単純な比較は難しいものの，全体の傾向は似ている。
- ・前回調査では「外国人」がないことから「その他」の割合が高くなっていると思われる。
- ・今回調査は「所得が低い世帯（生活保護世帯含む）」が，前回調査では「生活保護受給世帯」となっているが，入居を制限することがある世帯の割合は同様と考えられる。

■ 入居制限の対象 前回調査との比較（複数回答）

	今回調査	割合 (n=231)	前回調査	割合 (n=248)
外国人	112	48.5%		
ホームレス	103	44.6%	72	29.0%
高齢者世帯	71	30.7%	58	23.4%
所得が低い世帯	62	26.8%	53	21.4%
小さな子供のいる世帯	18	7.8%	22	8.9%
障がい者世帯	6	2.6%	20	8.1%
その他	58	25.1%	90	36.3%
無回答	2	0.9%	27	10.9%
全体	231	100.0%	248	100.0%



③入居制限をする理由

- ・入居対象世帯によって制限理由が異なっているが、全体的に「家賃の支払いに対する不安」、「借り主以外の無断同居や無断退去など、ルール違反への不安」、「居室内での死亡により次の入居者が見つからないことへの不安」「連帯保証人がいない又は連帯保証人に対する不安」などの、回答が多い。

■ 入居制限の対象別理由（複数回答）

	高齢者世帯		障がい者世帯		小さな子供世帯	
	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)
A. 家賃の支払いに対する不安	19	8.2%	1	0.4%	1	0.4%
B. 住宅の使用法への不安	3	1.3%	8	3.5%	17	7.4%
C. ルール違反への不安	4	1.7%			2	0.9%
D. 近隣住民等とのトラブル	5	2.2%	20	8.7%	38	16.5%
E. 居室内での死亡など	111	48.1%	4	1.7%	0	
F. 死亡時の残置物処理	100	43.3%	1	0.4%	0	
G. 火災や事故の発生など	59	25.5%	19	8.2%	10	4.3%
H. 連帯保証人や保証人無など	46	19.9%	6	2.6%	3	1.3%
I. 退去時の敷金等のトラブル	6	2.6%	4	1.7%	4	1.7%
J. 希望に叶う物件探しが困難	41	17.7%	24	10.4%	2	0.9%
K. その他	3	1.3%	3	1.3%	2	0.9%
全体	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%

■ 入居制限の対象別理由（うち最もあてはまる）

	高齢者世帯		障がい者世帯		小さな子供世帯	
	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)
A. 家賃の支払いに対する不安	2	0.9%				
B. 住宅の使用法への不安					2	0.9%
C. ルール違反への不安						
D. 近隣住民等とのトラブル	1	0.4%	3	1.3%	7	3.0%
E. 居室内での死亡など	26	11.3%				
F. 死亡時の残置物処理	4	1.7%				
G. 火災や事故の発生など	6	2.6%	4	1.7%	3	1.3%
H. 連帯保証人や保証人無など	3	1.3%	2	0.9%	1	0.4%
I. 退去時の敷金等のトラブル					1	0.4%
J. 希望に叶う物件探しが困難			2	0.9%		
K. その他	1	0.4%	1	0.4%	1	0.4%
全体	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%

■ 入居制限の対象別理由（複数回答）

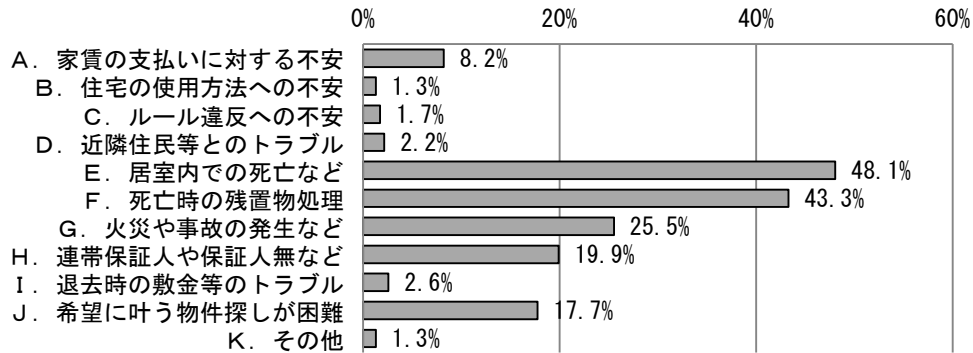
	低所得者		ホームレス		外国人		その他	
	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)
A. 家賃の支払いに対する不安	74	32.0%	114	49.4%	88	38.1%	22	9.5%
B. 住宅の使用法への不安	14	6.1%	37	16.0%	90	39.0%	8	3.5%
C. ルール違反への不安	26	11.3%	74	32.0%	124	53.7%	7	3.0%
D. 近隣住民等とのトラブル	33	14.3%	73	31.6%	118	51.1%	9	3.9%
E. 居室内での死亡など	14	6.1%	41	17.7%	15	6.5%	2	0.9%
F. 死亡時の残置物処理	16	6.9%	45	19.5%	26	11.3%	4	1.7%
G. 火災や事故の発生など	12	5.2%	36	15.6%	43	18.6%	2	0.9%
H. 連帯保証人や保証人無など	51	22.1%	92	39.8%	92	39.8%	11	4.8%
I. 退去時の敷金等のトラブル	37	16.0%	48	20.8%	57	24.7%	4	1.7%
J. 希望に叶う物件探しが困難	2	0.9%	4	1.7%	4	1.7%		
K. その他	3	1.3%	3	1.3%	10	4.3%	4	1.7%
全体	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%

■ 入居制限の対象別理由（うち最もあてはまる）

	低所得者		ホームレス		外国人		その他	
	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)
A. 家賃の支払いに対する不安	21	9.1%	23	10.0%	7	3.0%	3	1.3%
B. 住宅の使用法への不安			1	0.4%	6	2.6%		
C. ルール違反への不安	1	0.4%			18	7.8%		
D. 近隣住民等とのトラブル	3	1.3%	4	1.7%	15	6.5%	2	0.9%
E. 居室内での死亡など	2	0.9%	3	1.3%				
F. 死亡時の残置物処理								
G. 火災や事故の発生など	1	0.4%	1	0.4%				
H. 連帯保証人や保証人無など	5	2.2%	10	4.3%	9	3.9%		
I. 退去時の敷金等のトラブル					2	0.9%	1	0.4%
J. 希望に叶う物件探しが困難								
K. その他	2	0.9%	1	0.4%	3	1.3%	1	0.4%
全体	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%

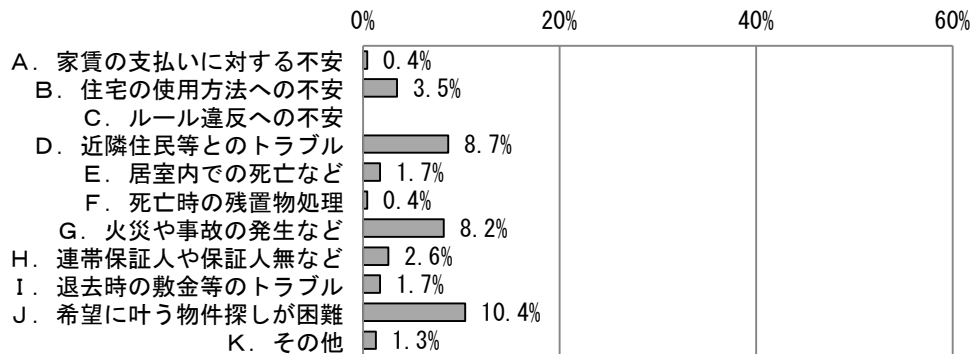
<高齢者世帯の入居を断る理由>

- ・高齢者世帯の入居を断る理由としては、「居室内での死亡により次の入居者が見つからないことへの不安」が約48%と最も高い。
- ・次いで「借り主の死亡時の残置物処理などに対する不安」が約43%となっている。



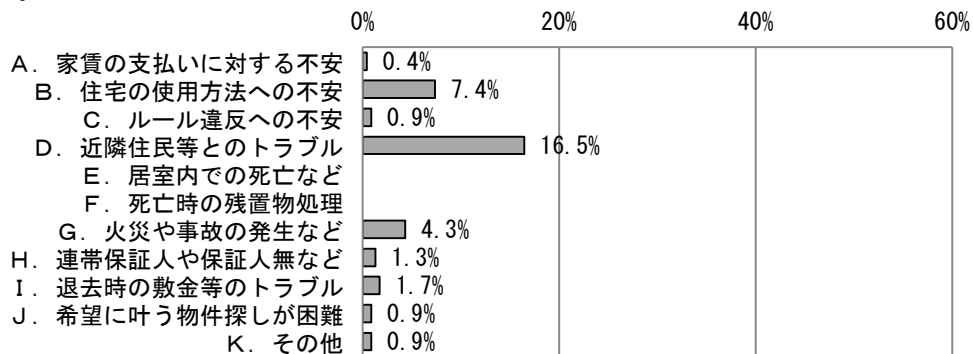
<家族に障がいを持つ方がいる世帯の入居を断る理由>

- ・家族に障がいを持つ方がいる世帯の入居を断る理由としては、「バリアフリー化になっていないなど、希望に叶う物件を探すのが困難だから」が約10%で最も高い。



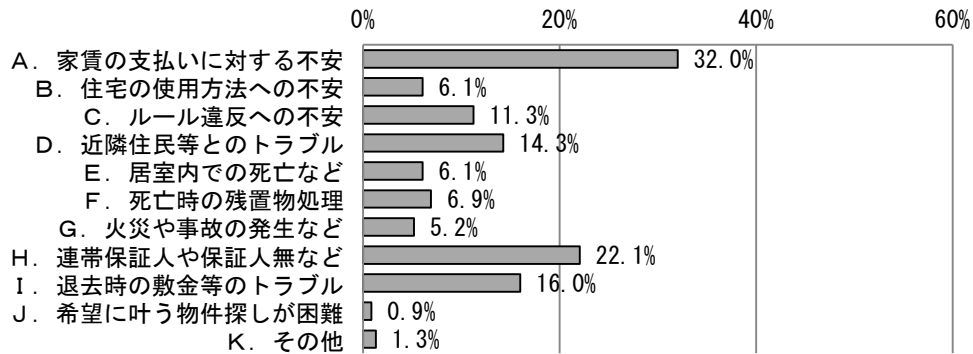
<小さな子供のいる世帯の入居を断る理由>

- ・小さな子供のいる世帯の入居を断る理由としては、「他の入居者や近隣住民とのトラブルに対する不安」が約17%で最も高い。
- ・次いで「室内の破損や汚損、無断改造など、住宅の使用方法への不安」が約7%となっている。



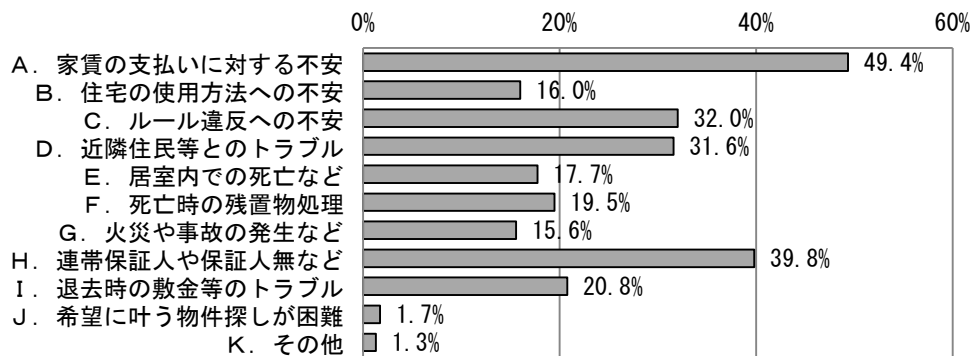
<所得の低い世帯（生活保護世帯含む）の入居を断る理由>

- ・所得の低い世帯の入居を断る理由としては、「家賃の支払いに対する不安」が約 32%と最も高い。
- ・次いで「連帯保証人がいない又は連帯保証人に対する不安」が約 22%となっている。



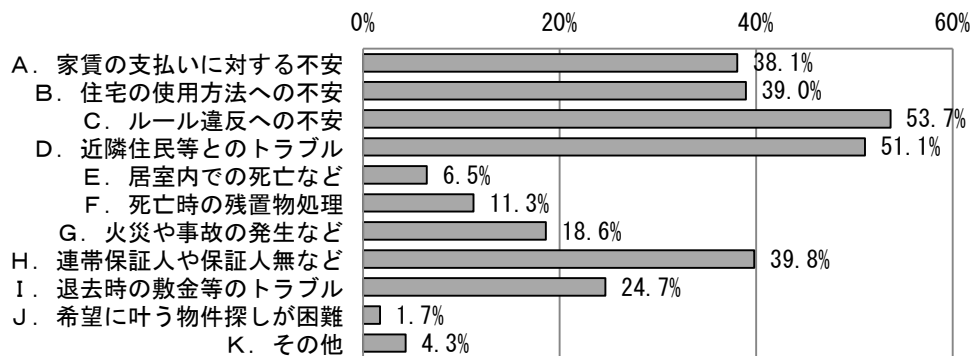
<ホームレスの入居を断る理由>

- ・ホームレスの入居を断る理由としては、「家賃の支払いに対する不安」が約 49%で最も高い。
- ・次いで、「連帯保証人がいない又は連帯保証人に対する不安」が約 40%となっている。



<外国人の入居を断る理由>

- ・外国人の入居を断る理由としては、「借り主以外の無断同居や無断退去など、ルール違反への不安」が約 54%で最も高い。
- ・次いで、「他の入居者や近隣住民とのトラブルに対する不安」が約 51%となっている。



④入居制限を取りやめる居住支援策

- ・入居対象世帯によって制限を取りやめる居住支援策が異なっているが、全体的に「連帯保証人の代行などの身元保証サービス」、「家賃滞納に備えた家賃債務保証への加入」などの、回答が多い。

■ 入居制限を取り止める居住支援策（複数回答）

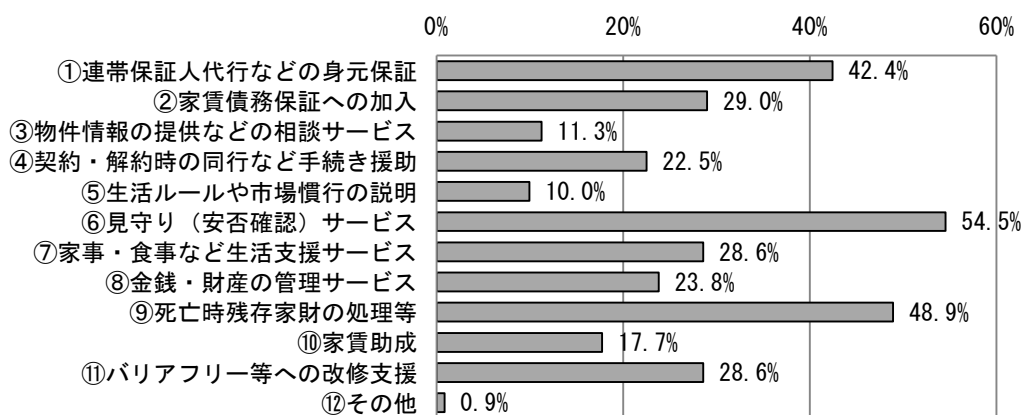
	高齢者世帯		障がい者世帯		小さな子供世帯	
	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)
①連帯保証人代行などの身元保証	98	42.4%	29	12.6%	16	6.9%
②家賃債務保証への加入	67	29.0%	29	12.6%	27	11.7%
③物件情報の提供などの相談サービス	26	11.3%	15	6.5%	7	3.0%
④契約・解約時の同行など手続き援助	52	22.5%	18	7.8%	4	1.7%
⑤生活ルールや市場慣行の説明	23	10.0%	14	6.1%	27	11.7%
⑥見守り（安否確認）サービス	126	54.5%	22	9.5%	6	2.6%
⑦家事・食事など生活支援サービス	66	28.6%	22	9.5%	4	1.7%
⑧金銭・財産の管理サービス	55	23.8%	7	3.0%	4	1.7%
⑨死亡時残存家財の処理等	113	48.9%	10	4.3%	3	1.3%
⑩家賃助成	41	17.7%	17	7.4%	15	6.5%
⑪バリアフリー等への改修支援	66	28.6%	3	1.3%	3	1.3%
⑫その他	2	0.9%	1	0.4%		
全体	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%

■ 入居制限を取り止める居住支援策（複数回答）

	低所得者		ホームレス		外国人		その他	
	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)	回答数	割合 (n=231)
①連帯保証人代行などの身元保証	91	39.4%	120	51.9%	133	57.6%	9	3.9%
②家賃債務保証への加入	99	42.9%	111	48.1%	101	43.7%	13	5.6%
③物件情報の提供などの相談サービス	20	8.7%	25	10.8%	32	13.9%	1	0.4%
④契約・解約時の同行など手続き援助	23	10.0%	44	19.0%	83	35.9%	3	1.3%
⑤生活ルールや市場慣行の説明	28	12.1%	57	24.7%	125	54.1%	3	1.3%
⑥見守り（安否確認）サービス	23	10.0%	41	17.7%	25	10.8%		
⑦家事・食事など生活支援サービス	11	4.8%	29	12.6%	5	2.2%		
⑧金銭・財産の管理サービス	37	16.0%	39	16.9%	39	16.9%	4	1.7%
⑨死亡時残存家財の処理等	26	11.3%	47	20.3%	27	11.7%	2	0.9%
⑩家賃助成	70	30.3%	70	30.3%	3	1.3%	4	1.7%
⑪バリアフリー等への改修支援	4	1.7%	3	1.3%	1	0.4%		
⑫その他	2	0.9%	2	0.9%	4	1.7%		
全体	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%	231	100.0%

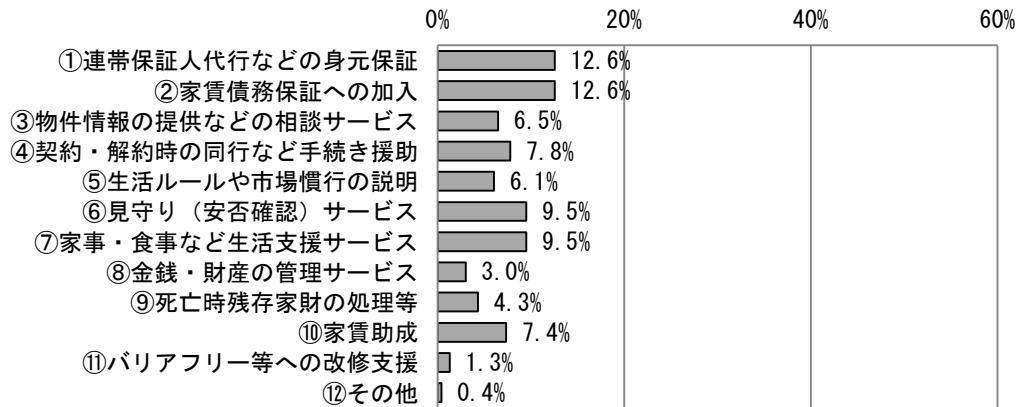
<高齢者世帯の入居制限を取りやめる居住支援策>

- ・入居制限を取りやめる居住支援策としては、「見守り（安否確認）サービス」が約 55%と最も高い。
- ・次いで「入居者が死亡した場合の、葬儀・納骨・家財処分サービス」が約 49%、「連帯保証人の代行などの身元保証サービス」が約 42%となっている。



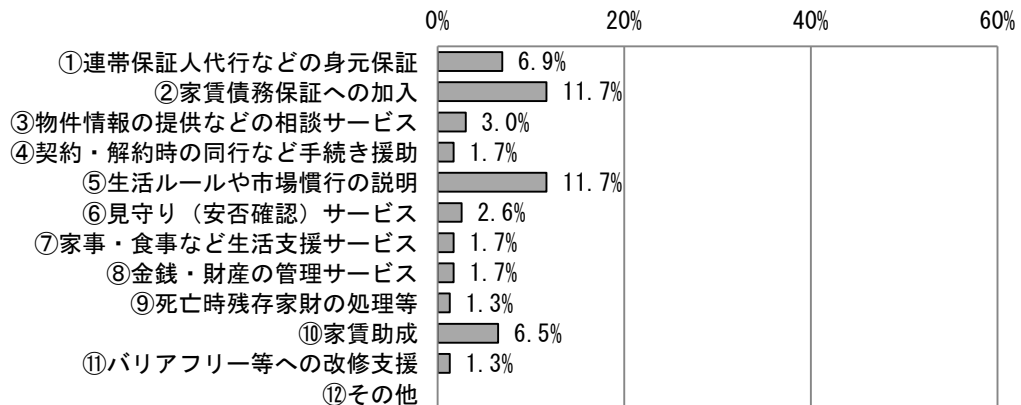
<家族に障がいを持つ方がいる世帯の入居制限を取りやめる居住支援策>

- ・入居制限を取りやめる居住支援策としては、「連帯保証人代行などの身元保証」、「家賃債務保証への加入」がともに約13%で最も高い。



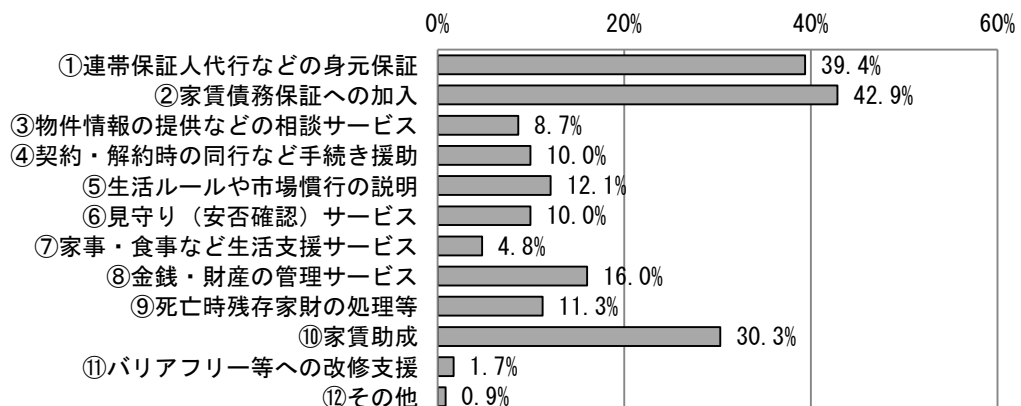
<小さな子供のいる世帯の入居制限を取りやめる居住支援策>

- ・入居制限を取りやめる居住支援策としては、「家賃債務保証への加入」、「生活ルールや市場慣行の説明」がともに約12%で最も高い。
- ・その他の居住支援策の割合は非常に低い。



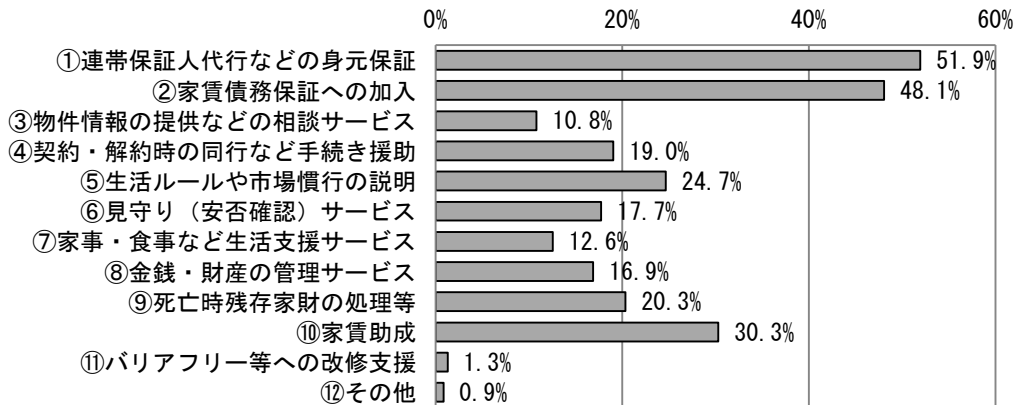
<所得の低い世帯（生活保護世帯含む）の入居制限を取りやめる居住支援策>

- ・入居制限を取りやめる居住支援策としては、「家賃債務保証への加入」が約43%と最も高い。
- ・次いで「連帯保証人代行などの身元保証」が約39%となっている。



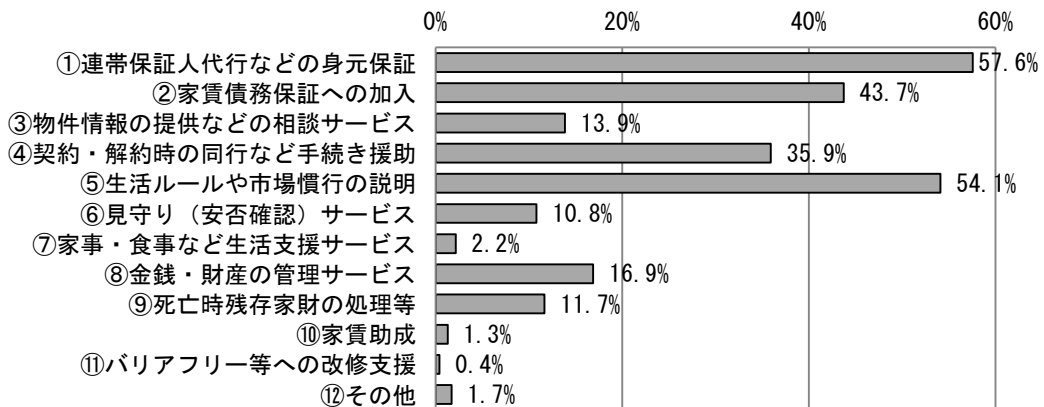
<ホームレスの入居制限を取りやめる居住支援策>

- ・入居制限を取りやめる居住支援策としては、「連帯保証人代行などの身元保証」が約 52%と最も高い。
- ・次いで「家賃債務保証への加入」が約 48%となっている。



<外国人の入居制限を取りやめる居住支援策>

- ・入居制限を取りやめる居住支援策としては、「連帯保証人代行などの身元保証」が約 58%で最も高い。
- ・次いで「生活ルールや市場慣行の説明」が約 54%となっている。



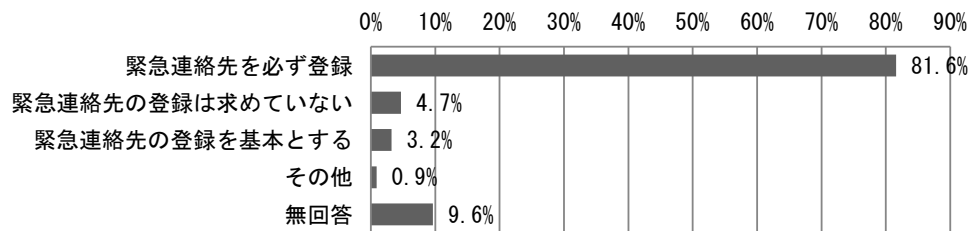
(4) 緊急連絡先や家賃債務保証会社の利用状況

①緊急連絡先の登録状況

- ・緊急連絡先の登録については、「緊急連絡先を必ず登録させている」がほとんどで約82%、一方、「緊急連絡先の登録は求めている」は約5%にとどまっている。

■ 緊急連絡先の登録について

	回答数	割合 (n=342)
緊急連絡先の登録は求めている	16	4.7%
緊急連絡先の登録を基本とする	11	3.2%
緊急連絡先を必ず登録	279	81.6%
その他	3	0.9%
無回答	33	9.6%
全体	342	100.0%

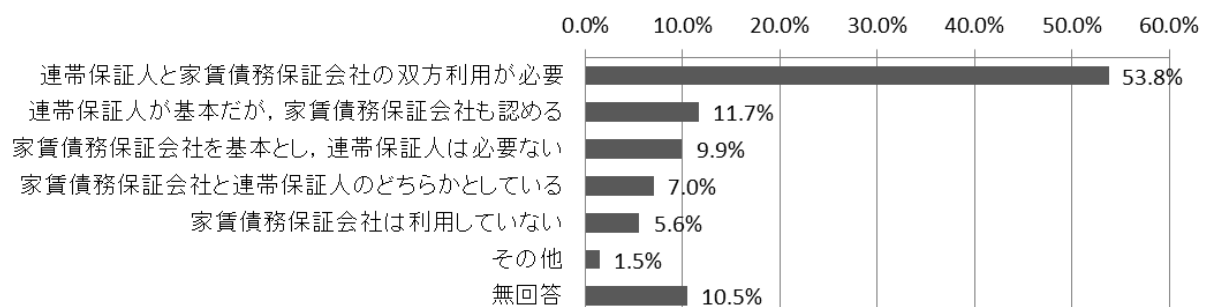


②家賃債務保証会社の利用状況

- ・家賃債務保証会社の利用状況については、「連帯保証人がいる場合にも、家賃債務保証会社の利用をお願いしている」が最も多く約54%、一方、「家賃債務保証会社は利用していない」は約6%にとどまっている。

■ 家賃債務保証会社の利用状況

	回答数	割合 (n=342)
家賃債務保証会社は利用していない	19	5.6%
連帯保証人が基本だが、家賃債務保証会社も認める	40	11.7%
連帯保証人と家賃債務保証会社の双方利用が必要	184	53.8%
家賃債務保証会社を基本とし、連帯保証人は必要ない	34	9.9%
家賃債務保証会社と連帯保証人のどちらかとしている	24	7.0%
その他	5	1.5%
無回答	36	10.5%
全体	342	100.0%



③家賃債務保証証会社から断られた場合の対応

- ・家賃債務保証会社から断られた対応については、「入居を断っている」が最も多く約76%、「連帯保証人がいる場合には、入居を認めている」は約9%となっている。

■ 家賃債務保証を断られた場合の対応

	回答数	割合 (n=218)
入居を断っている	166	76.1%
連帯保証人がいる場合には、入居を認めている	20	9.2%
連帯保証人がいない場合にも、入居を認める場合がある	13	6.0%
その他	15	6.9%
無回答	4	1.8%
全体	218	100.0%

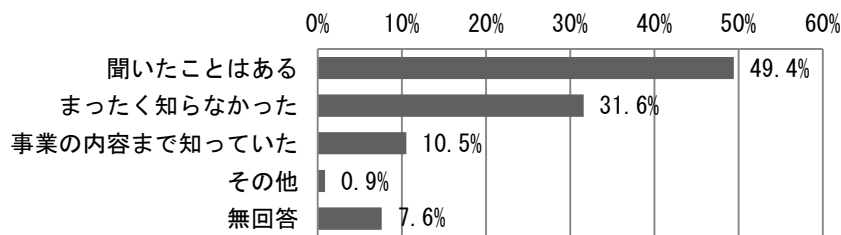
(5)「住まいサポートふくおか」について

①「住まいサポートふくおか」の認知度

- ・「住まいサポートふくおか」の認知度については、「聞いたことはあるが、事業の内容までは知らなかった」が最も多く約49%であった。
- ・次いで、「まったく知らなかった」が約32%となっている。

■ 住まいサポートふくおかの認知度

	回答数	割合 (n=342)
事業の内容まで知っていた	36	10.5%
聞いたことはある	169	49.4%
まったく知らなかった	108	31.6%
その他	3	0.9%
無回答	26	7.6%
全体	342	100.0%

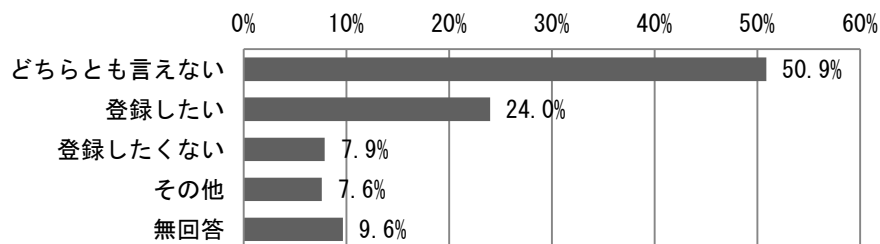


②「住まいサポートふくおか」への登録意向

- ・高齢者の入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録することについては、「どちらとも言えない」が最も多く約51%となっている。
- ・次いで、「登録したい」が約24%となっている。

■ 住まいサポートふくおかへの登録

	回答数	割合 (n=342)
登録したい	82	24.0%
どちらとも言えない	174	50.9%
登録したくない	27	7.9%
その他	26	7.6%
無回答	33	9.6%
全体	342	100.0%



平成 29 年度 福岡市

高齢者世帯住替え助成事業のご案内

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、居住環境の悪い民間賃貸住宅に居住している、又は建替え等により住替えが必要な高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成する事業です。**（助成金額は、最大10万円です。）**



■募集期間

募 集 期 間

平成 29 年 6 月 1 2 日から平成 30 年 2 月 2 8 日まで

※助成金の受付は、募集期間内で先着順とさせていただきます。

■注意事項



- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 申請は、窓口で受け付けます。（郵送不可）
- 申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ・申請窓口】

福岡市役所住宅計画課（市役所本庁舎 3 階）

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電 話：092-711-4279（平日 9：00～12：00・13：00～17：00）

F A X：092-733-5589

<ホームページ>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei.html>

福岡市 高齢者世帯住替え助成

検索

クリック！

■助成対象となる世帯

助成金を受けるためには、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要件								
□	<p>○以下のいずれかに該当する世帯であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上のひとり暮らし世帯 ・ 65 歳以上の方と、60 歳以上の親族で構成される世帯 <p>※65 歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、その方の年齢は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護・要支援認定を受けている方 ・ 身体障害者手帳を所持し1 級から4 級までの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持し1 級又は2 級の方 ・ 療育手帳を所持しA 又はB 1 の方 								
□	○福岡市内に住民票があること。								
□	○転居前の住宅の直近6 か月間の家賃に未払いがないこと。								
□	<p>○福岡市内の下記に定める住宅間で転居を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffe0b2;"> <th style="width: 50%;">転居前の住宅</th> <th style="width: 50%;">転居後の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・ 勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 (退職等により立退きを求められた場合に限る。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※公営住宅、UR 賃貸住宅などの公的賃貸住宅、申請者が所有する住宅からの住替え、それらの住宅への住替えは対象外 ※平成29年4月1日以降に引越しを行った方が対象です。</p>	転居前の住宅	転居後の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・ 勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 (退職等により立退きを求められた場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 				
転居前の住宅	転居後の住宅								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・ 勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 (退職等により立退きを求められた場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 								
□	<p>○前年における世帯の所得金額が、以下の表に定める金額以下であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffe0b2;"> <th style="width: 25%;">世帯人数</th> <th style="width: 25%;">1 人</th> <th style="width: 25%;">2 人</th> <th style="width: 25%;">3 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td> <td>1,896,000 円</td> <td>2,276,000 円</td> <td>2,656,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒所得基準の確認方法については、窓口までご相談ください。</p>	世帯人数	1 人	2 人	3 人	総所得金額	1,896,000 円	2,276,000 円	2,656,000 円
世帯人数	1 人	2 人	3 人						
総所得金額	1,896,000 円	2,276,000 円	2,656,000 円						
□	○本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。								
□	○生活保護を受給していないこと。								
□	○暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。								
□	○過去にこの助成金を受けていないこと。								

■住替え後の住宅の要件

住替え後の住宅が以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件				
□	○以下の表に定める専用面積を有する住宅であること。				
	世帯人数	1人	2人	3人	4人
	住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)
※当面の間は、()内の面積基準を満たした住宅で可とする。					
□	○住宅の家賃（共益費、管理費及び水光熱費等を除く。）が、以下の表に定める金額以下であること。				
	世帯人数	1人	2人	3人以上	
	家賃	45,000円	50,000円	55,000円	
□	○原則として、昭和56年6月1日以降に建築された住宅であること。				

■助成金の申請方法・お支払いについて

○助成金は、引越し後のお支払いとなり、引越し後に申請を行った場合、申請からお支払いまで、1ヶ月半～2ヶ月程度の期間を要します。

○引越し後にできるだけ早く助成金を受け取りたい方は、引越し前に資格要件の審査を行う「助成対象者の認定申請」を行っていただくと、引越し後のお支払いまでの期間を短縮することができます。

○申請方法や必要書類は、窓口にお問い合わせください。

■助成金の申請期限について

○助成金の申請期限は、引越し前の申請を行う場合と引越し前の申請を行わない場合で異なります。

《引越し前の申請を行う場合》

引越し予定日の3か月前から1か月前の期間

《引越し前の申請を行わない場合》

引越し日から5か月以内

■助成対象となる経費

○申請世帯が、事業者（不動産会社、引越し業者）に支払う経費で、以下のものが対象になります。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○エアコン等の取り外し・取り付けに係る費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×ご近所への挨拶品の手配等に係る費用

■助成金額

・助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1/2（上限額 10万円）

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

<計算例>

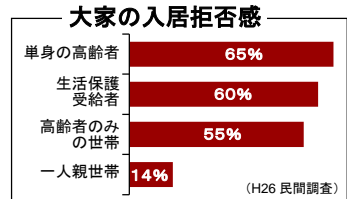
助成対象となる経費	助成率	助成金額
・礼金 40,000円	1/2	77,500円 (155,000円×1/2 =77,500円)
・仲介手数料 25,000円		
・火災保険料 20,000円		
・家賃債務保証料 20,000円		
・引越し費用 50,000円		
合 計： 155,000円		

背景・必要性

○住宅確保要配慮者*の状況

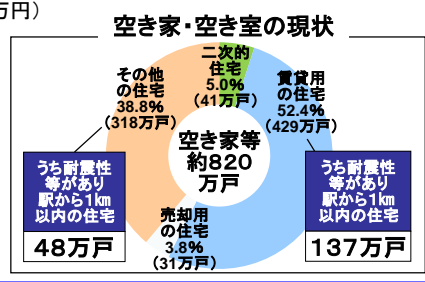
* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者

- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円〔▲12%〕）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦世帯の43%（H26：一人親世帯296万 ⇄ 夫婦世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否



○住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向



➔ **空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化**

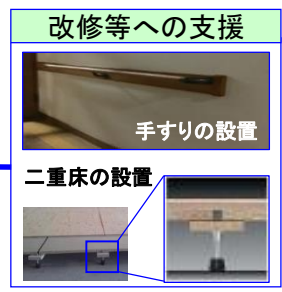
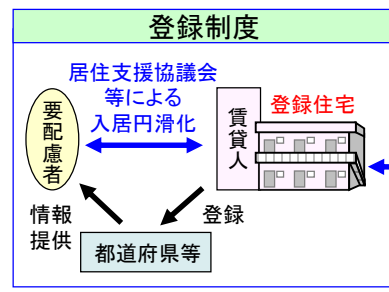
改正法の概要

○国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合
 - 〔耐震性能、一定の居住面積 等〕
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定



○都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加

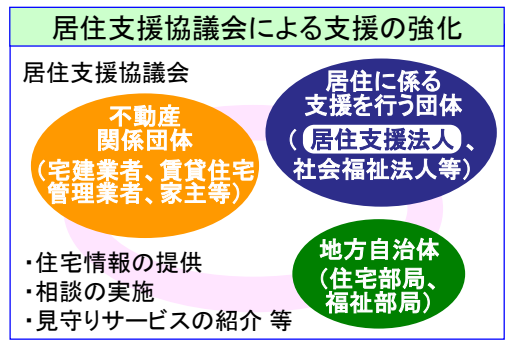
H29予算 専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- 改修費を国・地方公共団体が補助
- 地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人（NPO等）を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助



○家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

*本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算 ➢ 居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

【目標・効果】
 空き家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現（KPI）登録住宅の登録戸数 0戸 ⇒ 17.5万戸（年間5万戸相当）（2020年度末）
 居住支援協議会に参画する市区町村①及び自ら設立する市区町村②の合計が全体（1,741市区町村）に占める割合 40%（①669+②19 = 688市区町村）（2016年度末）⇒ 80%（①+② ≥ 1393市区町村）（2020年度末）